

香川県教育委員会ホームページ広告表示基準

(目的)

第1 この基準は、香川県教育委員会ホームページ広告を適正に行うため、香川県教育委員会ホームページ広告事業実施要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置及び枠数)

第2 要領第3条の規定による広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

(1) 広告の位置

香川県教育委員会ホームページトップページの下部に表示

(2) 枠数 6枠

(表示することができない広告)

第3 要領第4条第2項の規定により表示することができない広告は、次に掲げるものとする。

(1) 学習塾その他これに類するもの

(2) 酒類に係るもの

(3) ギャンブルに係るもの

(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に係るもの

(5) その他教育長が香川県教育委員会ホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の種類)

第4 要領第5条第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第5 要領第5条第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 高さ47ピクセル・幅163ピクセル

形式 GIF89a、JPEG

データ容量 10キロバイト（10240バイト）以下

アニメーション なし

解像度 96dpi

画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

(広告の禁止表現)

第6 要領第5条第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は表示しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(3) 香川県教育委員会の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用

(例) 「香川県教育委員会〇〇情報」の表示等

(4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第7 要領第5条第4号の規定による広告の制限事項として、広告の表現、配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

附 則

この基準は、平成20年1月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年1月19日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この基準は、平成24年2月8日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この基準は、平成25年2月6日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この基準は、令和2年12月10日から施行する。